

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（482））

2. 日時：平成29年11月13日 10時00分～12時00分

13時30分～16時25分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員 開発計画室 他11名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第5条 津波による損傷の防止」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び11月10日のヒアリングにおける提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 貯留堰取付護岸接続部について、それぞれの部位に要求される機能を踏まえた津波防護施設の範囲を整理するとともに、取付護岸の設備区分上の位置付けについて検討して提示すること。
- 貯留堰を構成する鋼管矢板継手について、その根入れ長の算出内容を詳細設計資料において説明すること。
- 水密扉は設計基準対象施設とせず、重大事故等対処設備として設置することが分かるよう提示すること。
- 東海発電所の取水路・放水路と防潮壁の交差部における止水措置に関し、鋼管杭や埋め戻し土等に期待する機能を整理して提示すること。
- 津波・構内監視カメラが可視できない範囲に対し、それが問題とならない理由を提示すること。また、カメラ自体の避雷方策について説明すること。
- タービン建屋における循環水系配管からの溢水及び津波の流入に関し、大津波警報時

の循環水ポンプの停止手順において専ら必要となる設備について特定した上で、S s 機能保持の設計方針に漏れがないことを確認し、その結果を提示すること。

- 鋼製防護壁の止水機構のうち、止水板間の接続部の構造（止水板と接続ゴムとの接続部及び接続ゴムと止水ゴムとの取合）について提示すること。また、止水板接続部の止水性を確認する方針について説明すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし